

宗教法人法第9条の規定による所轄庁への届出の様式例

目 次

- 様式例 1 宗教法人設立登記完了届
- 様式例 2 登記事項変更登記完了届
- 様式例 3 従たる事務所設置（廃止）登記完了届
- 様式例 4 事務所移転登記完了届
- 様式例 5 事務所所在地変更登記完了届
- 様式例 6 代表役員変更（重任）登記完了届
- 様式例 7 代表役員代務者就（退）任登記完了届
- 様式例 8 代表役員（代表役員代務者／清算人）氏名（住所）変更登記完了届
- 様式例 9 基本財産設定登記完了届
- 様式例 10 基本財産総額変更登記完了届
- 様式例 11 宗教法人合併登記完了届 [吸収合併]
- 様式例 12 宗教法人合併登記完了届 [新設合併]
- 様式例 13 宗教法人解散登記完了届 [合併]
- 様式例 14 解散及び清算人就任登記完了届
- 様式例 15 清算人就任登記完了届
- 様式例 16 宗教法人清算終了登記完了届
- 様式例 17 登記事項更正（抹消）登記完了届
- 様式例 18 礼拝用建物及び敷地登記完了届
- 様式例 19 礼拝用建物及び敷地の用途廃止登記完了届

様式例 1

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
代表役員 印

宗 教 法 人 設 立 登 記 完 了 届

このたび、宗教法人「 」の設立のための規則の認証書の交付を受け、宗教法人法第52条又は第59条の規定による設立の登記をいたしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 2

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
代表役員 (代務者) 印

登記事項変更登記完了届

このたび、規則の変更の認証書の交付を受け、宗教法人法第53条又は第59条の規定による変更の登記をしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 3

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
代表役員 (代務者) 印

従たる事務所設置(廃止)登記完了届

このたび、従たる事務所を設置(廃止)するための規則の変更の認証書の交付を受け、宗教法人法第59条の規定による設置(変更)の登記をしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 4

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
代表役員 (代務者) 印

事務所移転登記完了届

このたび、主(従)たる事務所を移転するための規則の変更の認証書の交付を受け、宗教法人法第53条又は第54条(第59条又は第60条)の規定による登記をいたしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 5

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
代表役員 (代務者) 印

事務所所在地変更登記完了届

このたび、市町村合併により（区画整理により／住居表示実施により）事務所の所在地に変更が生じ、宗教法人法第53条又は第59条の規定による変更の登記をいたしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 6

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
代表役員 (代務者) 印

代表役員変更(重任)登記完了届

このたび、代表役員に変更が生じ(代表役員が重任し)、宗教法人法第53条の規定による変更の登記をしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 7

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
代表役員 (代務者) 印

代表役員代務者就(退)任登記完了届

このたび、代表役員代務者が就(退)任し、宗教法人法第53条の規定による変更の登記をいたしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 8

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
代表役員 (代務者/清算人) 印

代表役員 (代表役員代務者/清算人) 氏名 (住所) 変更登記完了届

このたび、代表役員 (代表役員代務者/清算人) の氏名 (住所) に変更が生じ、宗教法人法第 53 条の規定による変更の登記をいたしましたので、同法第 9 条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 9

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
代表役員 (代務者) 印

基本財産設定登記完了届

このたび、基本財産を設定し、宗教法人法第53条の規定による変更の登記をいたしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 10

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
代表役員 (代務者) 印

基本財産総額変更登記完了届

このたび、基本財産の総額を変更し、宗教法人法第53条の規定による変更の登記をいたしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 11

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
代表役員 (代務者) 印

宗 教 法 人 合 併 登 記 完 了 届

このたび、宗教法人「 」は、宗教法人「 」を合併するための認証書の交付を受け、宗教法人法第56条又は第61条の規定による変更の登記をしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 12

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「
代表役員 (代務者) 印

宗 教 法 人 合 併 登 記 完 了 届

このたび、宗教法人「
が合併し宗教法人「
」及び宗教法人「
」を設立するための認証書の交付を受け、宗教法人法第56条又は第61条の規定による設立の登記をしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 13

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
代表役員 (代務者) 印

宗 教 法 人 解 散 登 記 完 了 届

このたび、宗教法人「 」は、宗教法人「 」との合併により解散するための認証書の交付を受け、宗教法人法第56条又は第61条の規定による解散の登記をしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 14

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
清算人 印

解 散 及 び 清 算 人 就 任 登 記 完 了 届

このたび、宗教法人「 」は、任意解散のための認証書の交付を受け（ ）の事由により解散し、宗教法人法第57条の規定による解散の登記及び清算人の就任に伴う同法第53条の規定による変更の登記をしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 15

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「
清算人 印

清算人就任登記完了届

このたび、宗教法人「
」は、
裁判所の命令により
解散し、宗教法人法第81条第6項の規定による解散の登記がなされ、清算人
が就任し、法第53条の規定による変更の登記をしましたので、同法第9条の
規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 16

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「
清算人 印

宗 教 法 人 清 算 結 了 登 記 完 了 届

宗教法人「
」は、平成 年 月 日解散し、清算中
のところ、このたび清算を終了し、宗教法人法第58条又は第61条の規定によ
る清算終了の登記をしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を
添えてお届けします。

様式例 17

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「
代表役員 (代務者) 」
印

登記事項更正(抹消)登記完了届

このたび、登記に錯誤又は遺漏 (の事由) があったため、宗教法人法第65条の規定により準用する商業登記法第132条(第134条)の規定に基づく更正(抹消)の登記をしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

様式例 18

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
代表役員 (代務者) 印

礼拝用建物及び敷地登記完了届

このたび、下記の不動産について、宗教法人法第66条第1項の規定による礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

記

不動産の表示

- 1 建物 (所在地番・家屋番号・種類・構造・床面積・名称・棟数)
- 2 土地 (所在地番・地目・地積)

様式例 19

平成 年 月 日

文部科学大臣
(又は都道府県知事) 殿

所在地
名称 宗教法人「 」
代表役員 (代務者) 印

礼拝用建物及び敷地の用途廃止登記完了届

下記不動産は、従来宗教法人法第66条の規定に基づく礼拝の用に供する旨の登記をしていましたが、このたび礼拝の用に供せられないことになり（所有権の移転の登記をし）、同法第69条（第70条）の規定により当該登記を抹消しましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

記

不動産の表示

- 1 建物（所在地番・家屋番号・種類・構造・床面積・名称・棟数）
- 2 土地（所在地番・地目・地積）